

2-ブテナールによる健康障害を防止するための指針



平成 18 年 3 月 31 日付で厚生労働省は、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき、2,3-エポキシ-1-プロパノール、キノリン及びその塩、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジノー水和物、2-ブテナールによる健康障害を防止するための指針を策定し官報に公示しました。

これらの物質の人に対するがん原性は現在確定していませんが、労働者がこれらに長期間曝露された場合に将来においてがん等の健康障害を生ずる可能性が否定できないことから、健康障害の防止対策等が適正に行われるよう以下の指針が示されています。

- ・ 曝露を低減するための措置について
- ・ 作業環境測定について
- ・ 労働衛生教育について
- ・ 従事する労働者の把握について
- ・ 危険有害性等の表示について

基準濃度としては 3 物質で示されており、

- ・ 2,3-エポキシ-1-プロパノールについては 2ppm
- ・ ヒドラジン類についてはヒドラジンとして 0.13mg/m³
- ・ 2-ブテナールについては 0.2ppm

とされています。指針の対象となる事業場の作業場では、評価値及び B 測定による測定値が常に基準濃度未満となるように管理また維持するよう指導されています。

今後も健康へのリスク等を踏まえ作業環境測定対象物質の追加等も考えられます。今回示された物質以外でも作業者の健康を損なう恐れがあるため、適正な障害防止対策等も行われるよう努めていただきたいと思えます。

資料 2006 年 3 月 31 日付 中央労働災害防止協会
労働衛生情報センターHP

機器分析箇所 金子圭介